

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業支援計画における重点項目について(案)

第6期計画における基本目標

第7期計画における基本目標

すべての高齢者が、人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築～地域包括ケア体制の構築に向けて～

国基本指針(案)前文の改正に伴い、基本目標を修正
 (旧)「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて構築していくことが重要
 (新)「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要

すべての高齢者が、人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築～地域包括ケア体制の深化・推進に向けて～

太字：重点項目、細字：主要施策

変更理由等

第6期計画の重点項目	国基本指針(案)に即した見直し	要介護認定や給付等の現状分析等に基づく対応	第7期計画の重点項目(案)
1 高齢者の健康・生きがいづくり (1) 健康寿命を延ばすための若いときからの健康づくり ① 健康の保持・増進 ② 生活習慣病予防等疾病対策の推進 ③ 健康づくりを支援する環境整備 (2) エイジレス社会(生涯現役社会)への取組みの推進 ① 意欲や能力に応じた就業・起業支援 ② 高齢者等による地域社会の担い手づくりの推進 ③ 生涯学習・スポーツ等の生きがいづくりの推進	記載に変更がないため、2025年に向けて、着実に取組みを推進		1 高齢者の健康・生きがいづくり (1) 健康寿命を延ばすための若いときからの健康づくり ・健康の保持・増進 ・生活習慣病予防等疾病対策の推進 ・健康づくりを支援する環境整備 (2) エイジレス社会(生涯現役社会)への取組みの推進 ・意欲や能力に応じた就業・起業支援 ・高齢者等による地域社会の担い手づくりの推進 ・生涯学習・スポーツ等の生きがいづくりの推進
2 介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築	【指針第三の二3】「市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止・・・への取組への支援に関する取組及び目標設定」(P65)が追記されたため、これに関連する取組みが記載された 現行重点項目の2(1)と(3)を「市町村の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組みの促進」として統合する。		2 介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの深化・推進 (1) 市町村の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組みの促進
(1) 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実 ① 地域に密着した在宅サービスの充実 ② 重度者を支える施設ケアの充実 ③ 在宅復帰に向けた施設ケアの充実	【指針第二の一2(三)】「介護離職の防止を含む家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスのあり方等の取組を市町村介護保険事業計画に定めるとともに、それらの取組を勘案して要介護者等の数やサービス量の見込みを定めることが望ましい。」(P20)が追記されたため、「 介護者の就労継続のための在宅サービスの充実 」として 主要施策に追加する。 【指針第三の一8(四)】「地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現する必要がある。」(P59)が追記されたため、本県の特徴である 富山型デイサービス(共生型)の充実を含むことを明示するため、「(富山型デイサービス(共生型)の充実を含む)」として主要施策に追加する。 【指針第一の一2】「高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス等の普及に当たっては、要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業所等を含めた地域全体に対して理解を図っていくことが重要である。」(P4)が追記されたため、「 毎日複数回の柔軟なサービス提供が可能な定期巡回随時対応型、小規模多機能型、複合型サービス等の充実 」として 主要施策に追加する。	・本県では、施設サービスの利用率、1人あたり給付費が全国と比べて高いため、住み慣れた地域における自立した在宅生活の維持や重度化防止が必要であり、「 高齢者の在宅生活の継続や介護者の就労継続のためのニーズを的確にとらえた在宅サービスの充実 」、「 毎日複数回の柔軟なサービス提供が可能な定期巡回随時対応型、小規模多機能型、複合型サービス等の充実 」として 主要施策に追加する。	① 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実 ・高齢者の在宅生活の継続や介護者の就労継続のためのニーズを的確にとらえた在宅サービスの充実(富山型デイサービス(共生型)の充実を含む) ・毎日複数回の柔軟なサービス提供が可能な定期巡回随時対応型、小規模多機能型、複合型サービス等の充実 ・重度要介護者等を支える施設ケアの充実 ・在宅復帰を支援するための施設ケアの充実
(3) 介護予防と生活支援サービスの充実 ① 介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進 ② リハビリテーションによる介護予防の強化 ③ 効果的な介護予防の取組みと評価	【指針第三の三1(四)】「地域ケア会議の推進について、市町村への支援策を定めることが重要である。具体的には、地域ケア会議の適切な運営にかかる市町村職員の研修の実施、関係する職能団体との調整、構成員となる専門職に対する地域ケア会議の趣旨等に関する説明会の実施、好事例の発信等、市町村の取組を推進することが重要である。」(P70)が追記されたため、「 地域ケア会議の推進 」として 重点項目に追加する。 【指針第二の三1(四)】「地域ケア会議の中で個別事例の検討を行うことを通じて・・・その課題の背景にある要因を探り・・・自立支援に資するケアマネジメントを・・・介護支援専門員が推進できるよう支援することが重要である。」(P41)が追記されたため、「 地域ケア会議等を通じた自立支援型のケアマネジメントの強化 」として 主要施策に追加する。	・本県では、重度(要介護3以上)認定率が全国と比べて高いため、地域ケア会議等を通じた自立支援型のケアマネジメントの強化や心身機能を改善するためのリハビリ体制の充実が必要となっており、「 地域ケア会議等を通じた自立支援型のケアマネジメントの強化 」として 主要施策に追加する。	② 地域ケア会議の推進と生活支援・介護予防サービスの充実 ・介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進 ・ 地域ケア会議等を通じた自立支援型のケアマネジメントの強化 、リハビリ体制の充実 ・効果的な介護予防の取組みと評価

太字：重点項目、細字：主要施策

変更理由等

第6期計画の重点項目	国基本指針(案)に即した見直し	要介護認定や給付等の現状分析等に基づく対応	第7期計画の重点項目(案)
④ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	【指針第三の一八(四)】「地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現する必要がある。」(P59)が追記されたため、「 <u>世代を超えた地域住民が支え合う地域づくり</u> 」として主要施策に追加する。		・多様な主体を活用した生活支援・介護予防サービスの充実と世代を超えた地域住民が支え合う地域づくり
(2) 介護との連携による在宅医療の推進 ① 在宅医療の推進と普及啓発 ② 在宅医療提供体制の整備 ③ 在宅医療・介護連携の推進	【指針第三の一八(三)】「医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画の作成において、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催し、より緊密な連携が図られるような体制を図っていくことが重要である。」(P59)が追記されたため、「 <u>地域医療構想をふまえた在宅医療提供体制の整備</u> 」として主要施策に追加する。		(2) 介護との連携による在宅医療等の推進 ・在宅医療の推進・普及啓発 ・ <u>地域医療構想をふまえた在宅医療提供体制の整備</u> 医療計画との整合性を確保 ・在宅医療・介護連携の推進
(4) 認知症施策の推進 ① 認知症の普及啓発と予防、早期発見・早期対応の推進 ② 認知症の医療・介護体制の整備と地域連携の推進 ③ 地域における支援体制の推進	【指針第一の七】「認知症施策推進総合戦略(以下「新オレンジプラン」という。)に沿って、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指した取組として、次の1から6までのとおり、認知症施策を進めることが重要である。1 認知症への理解を深めるための普及・啓発(中略)、2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供(中略)、3 若年性認知症施策の強化(中略)、4 認知症の人の介護者への支援(中略)、5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり(中略)、6 認知症の人やその家族の視点を重視(中略)」(P11)が追記されたため、「 <u>認知症高齢者とその家族等を支える相談体制の充実、地域における見守り体制の構築など「認知症になっても安心な地域支援体制」の構築</u> 」として主要施策に追加する。		(3) 認知症施策の推進 ・認知症の普及啓発と予防、早期発見・早期対応の推進 ・認知症の医療・介護体制の整備と地域連携の推進 ・ <u>認知症高齢者とその家族等を支える相談体制の充実、地域における見守り体制の構築など「認知症になっても安心な地域支援体制」の構築</u>
(5) 高齢者の住まいの確保と安全安心なまちづくり ① 住み慣れた地域における多様な住まいの確保 ② 高齢者にやさしいまちづくり ③ 災害時における要配慮者支援体制の整備 ④ 権利擁護の推進と相談支援体制の整備	【指針第一の七】「高齢者虐待については、(中略)平成十八年度以降、増加傾向にあり、対策が急務となっている。このため、次のような自治体における高齢者虐待防止の体制整備が重要である。1 広報・普及啓発(中略)、2 ネットワーク構築(中略)、3 行政機関連携(中略)、4 虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言等」(P12)が追記されたため、「 <u>高齢者虐待防止対策の推進(介護家族に対する相談機能の強化等)</u> 」として主要施策に追加する。		(4) 高齢者の住まいの確保と安全安心なまちづくり ・住み慣れた地域における多様な住まいの確保 ・高齢者にやさしいまちづくり ・災害時における要配慮者支援体制の整備 ・ <u>高齢者虐待防止対策の推進(介護家族に対する相談機能の強化等)</u>
3 地域包括ケアシステム構築を支える体制づくり			3 地域包括ケアシステムの深化・推進を支える体制づくり
(1) 保健・福祉の人材養成と資質向上 ① 保健・福祉の人材養成と確保 ② 保健・福祉・生きがいづくりのボランティア等の養成 ③ 介護サービスを支える人材養成と資質向上	【指針第二の三二(五)】「市町村においても、必要となる介護人材の確保に向け、国や都道府県と連携し、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱とする総合的な取組を推進することが重要である。」(P44)が追記されたため、「 <u>市町村と連携した</u> 」として主要施策に追加する。		(1) 保健・福祉の人材養成と資質向上 ・ <u>市町村と連携した</u> 保健・福祉の人材養成と確保、ボランティア等の養成 ・介護サービスを支える人材養成と資質向上
(2) サービスや制度運営の質の向上 ① 総合的な支援体制の推進 ② 健康・医療・介護分野におけるICT化の推進 ③ 情報の公表等を通じた利用者への支援 ④ 介護保険制度の適正な運営の確保	【指針第一の六】「介護に取り組む家族等への支援の充実(中略)地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施、企業や労働施策担当部門との連携など、地域の実情を踏まえ、家族等に対する相談・支援体制の強化を図ることが重要である。」(P10)が追記されたため、「 <u>地域包括支援センターの機能強化など</u> 」として主要施策に追加する。 【指針第三の二三(二)】「市町村が行う、介護給付等に要する費用の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定市町村の取組への支援に関する目標の策定に当たっては、市町村と支援内容等の意見交換を行うとともに、市町村介護保険事業計画における目標を十分に踏まえた内容とすることが重要である。」(P66)が追加されたため、「 <u>介護給付適正化に向けた取組みの推進など</u> 」として主要施策に追加する。		(2) サービスや制度運営の質の向上 ・ <u>地域包括支援センターの機能強化など</u> 総合的な支援体制の推進 ・健康・医療・介護分野におけるICT化の推進 ・情報の公表等を通じた利用者への支援 ・ <u>介護給付適正化に向けた取組みの推進など</u> 介護保険制度の適正な運営の確保